ADVICE

Health 医療

看護部をご紹介します。

和水町立病院
☎0968・86・3105

看護に心を　患者さんに愛を

7月の大雨、8月の猛暑、9月の残暑ととても厳しい夏の季節が過ぎ、朝夕には心地よい風が吹く秋の季節となりました。

町民の皆様には、お変わりなくお過ごしでしょうか。

今回から、町立病院のスタッフがどのような所で、どのような仕事をしているのか、紹介していきます。

今回は、町立病院でスタッフが一番多い看護部を紹介します。

看護部は、総婦長の下、看護師・介護士・看護助手の総勢64名が、皆様の看護や介護業務に当たっています。

外来部門

「内科」「外科」「小児科」の各科
週3回の整形外科
週1回の脳外科
「内視鏡室」
胃カメラ等をします。
「手術室及び中央材料室」
衛生材料（包帯、栄養チュウブ等）や、医療機器（手術用）の管理を行っています。
「処置室」
採血や点滴等をするところです。職員7名　他臨時職員　総数15名でがんばっています。

地域部門

「訪問看護ステーション」
在宅での看護を提供しています。（医療処置、リハビリ、入浴介助）等
職員1名　他2名の3人でがんばっています。
「居宅介護支援事業所」
介護保険で要支援や要介護の認定を受けられた方々が在宅において円滑な生活が送れるように支援します。
職員3名　臨時職員1名
140名の方々の支援を行っています。

三階病棟

急性期の病気の方々を看護させていただいている病棟です。混合病棟ですので入退院が多くバタバタした毎日を送っています。
職員18名（看護師）看護助手4名で共にがんばっています。

四階病棟

（療養型病床群）
急性期を過ぎ症状が落ち着いてもなお治療や、介護の必要な方々のお世話をさせていただいています。月一回行われる誕生会には、ボランティアの人達の協力で多彩な芸を披露していただき利用者の方々も楽しまれています。
職員9名（看護師）10名（介護士）看護助手1名で共にがんばっています。

看護部職員一同は、日々の業務の中で「気配り」「目配り」「心配り」を心掛けていますが、忙しさのあまり、つい声を掛けそびれたりすることもあるかと思います。そのような時は、ぜひ、お叱りの言葉やご意見などをいただきたいと思います。

町民の皆様方のご意見等を私達看護部だけでなく病院の運営にも反映させたいと考えていますので遠慮なくお聞かせください。

皆様からのご意見等をとおして、看護・介護の心を今一度思い起こし、専門職としての誇りを再認識し、スタッフ一同がんばりたいと考えています。

▲患者さんにもいつも笑顔で応対します

最後に、町民の皆様の更なるご支援をいただきながら、よりよい和水町立病院となるよう努力していきますので、よろしくお願いします。

INFORMATION

Welfare 福祉

インフルエンザ予防接種に関するお知らせです。

本　　庁　健康福祉課保健予防係　内線531
総合支所　健康福祉課健康支援係　内線762
町立病院　☎86－3105

インフルエンザ予防接種料金の一部助成を行います。

■満1歳～就学前の児童（平成18年10月1日現在）

町立病院**小児科外来**で接種する場合

実施期間：平成18年10月24日（火）～12月26日(火)の毎週火曜日
受付時間：午後2時30分～3時30分（10月24日～10月31日）　1日20名
午後1時30分～2時30分（11月7日～12月26日）　1日40名
接種回数：幼児は1回目と2回目の間隔を1～4週間あけて2回接種します。
事前に予約が必要です。早めに受けましょう。
※卵アレルギーがある方は事前にお知らせください。
料　　金：1回目　1,000円　　2回目　1,000円
持 参 品：母子健康手帳、予診票
予　　約：11月30日（木）までに町立病院小児科外来へお願いします。
接種を希望される方は、予診票を病院受付と役場及び三加和総合支所の健康福祉課に用意していますので、必ず接種前に記入しておこしください。

町立病院**以外**で接種する場合（かかりつけ医がある方は、そちらで接種されても構いません）

実施期間：平成18年10月2日（月）～12月末日
接種回数：幼児は1回目と2回目の間隔を1～4週間あけて2回接種します。
持 参 品：母子健康手帳、予防接種料金
※予診票は、医療機関発行のものをご利用ください。
助成方法：償還払いとします。医療機関発行の領収書（2回分）と印鑑をお持ちの上、健康福祉課に申請してください。1回につき自己負担1,000円分を差し引いた額を助成します。
※接種料金は1、2回目ともに4,300円程度
申請期限：助成の申請受付は平成19年1月31日までです。
申請期限を過ぎたら受け付けませんので、接種後、早めに申請をお願いします。

■65歳以上（平成18年12月30日現在）

※個別に通知します。詳しくは、後日送付の通知をご覧ください。
※インフルエンザ予防接種料金の助成対象者は、次の方です。
・予防接種法で定められている65歳以上の方及び60歳～65歳未満の疾病を持つ一部の方
・任意で実施する幼児（1歳～就学前）